

第2期涌谷町自殺対策計画（案）

（令和6年度～令和10年度）

いのち ささえあう わくや

～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～



令和6年3月

宮城県涌谷町

目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1 趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の数値目標	
第2章 涌谷町における自殺の現状	3
1 自殺者数の推移	
2 涌谷町におけるリスクが高い対象群	
3 自殺者の自殺未遂歴の状況	
第3章 自殺対策の取組	7
1 自殺対策の基本理念	
2 基本方針	
3 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	
(2) 自殺対策を支える人材の育成	
(3) 町民への啓発と周知	
(4) 生きることの促進要因への支援	
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
4 重点施策	
(1) 相談支援体制の充実と周知・早期対応	
(2) 働き盛り世代の対策	
(3) 高齢者世代の対策	
(4) 自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）	
第4章 自殺対策の推進体制等	19
1 涌谷町自殺対策推進本部	
2 涌谷町自殺対策推進委員会	
3 わくやSOSネットワーク	
4 自殺対策の担当課	
5 検証と評価	
第5章 生きる支援関連施策	22
参考資料	
1 自殺対策基本法	
2 自殺総合対策大綱（概要）	
3 涌谷町自殺対策推進本部設置要綱	

はじめに

町長の顔写真

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

我が国の自殺死亡者数は、平成 22 年以降減少傾向にありますが、いまだに年間 2 万人を超えています。

当町における人口 10 万人あたりの自殺死亡者数は、国及び宮城県の数値を下回っていますが、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年間で、14 人の方が自ら命を絶っている現状があります。

町では、改正自殺対策基本法やこれまでのこのころの健康に関する取組を踏まえ、実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、令和元年 3 月に「第 1 期涌谷町自殺対策計画」を策定し、高齢者の社会的孤立の防止など、4 つの重点施策を掲げ、対策を講じてまいりました。

この度、第 1 期計画の終期である令和 5 年度にこれまでの取組を踏まえ計画の見直しを行い、「第 2 期涌谷町自殺対策計画」を策定いたしました。第 2 期計画では、新たに働き盛り世代の対策などを重点施策としております。

今後も、保健・福祉分野などの各計画との機能的な連携を図り、問題の発見と解決に向けた支援により、「誰も自殺に追い込まれることのない町」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

涌谷町長 遠藤 稔雄

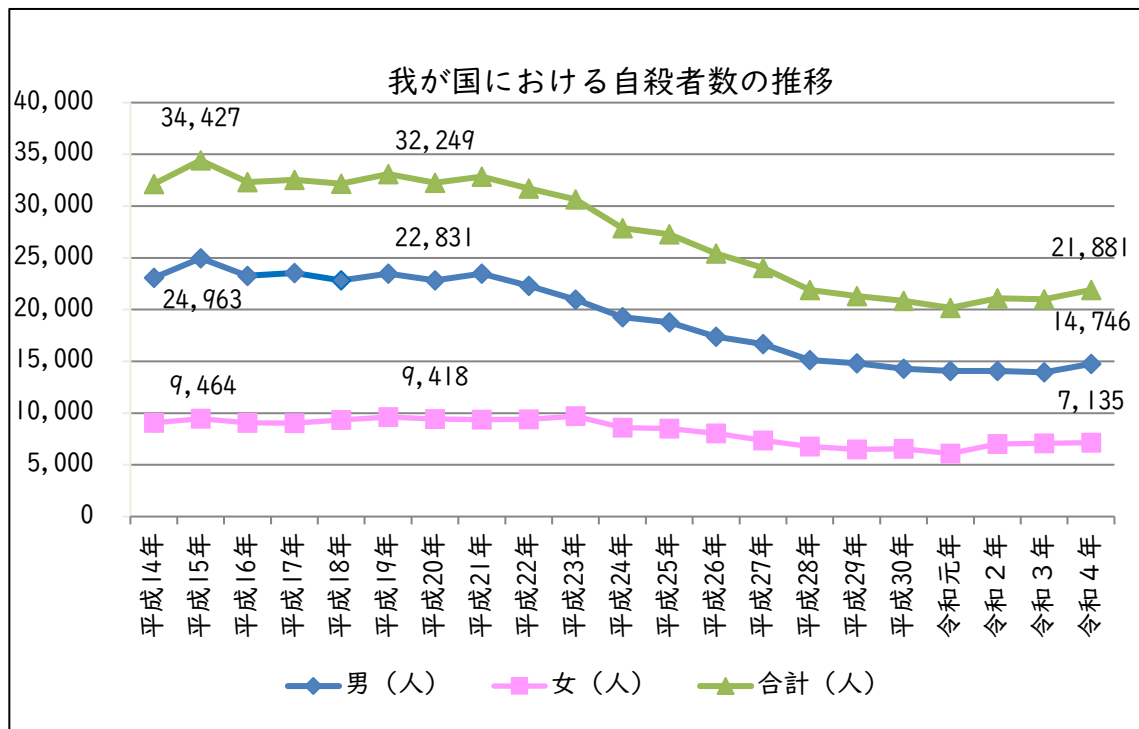
第1章 計画策定の趣旨等

1-1 趣旨

全国の自殺者数は平成10年頃に急増し全国で32,000人を越え、平成15年には34,000人に達しました。この状況を受け平成18年に自殺対策基本法が施行され、自殺は「個人の問題」ではなく「社会の問題」と広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が令和に入り微増しており総合的に推進されました。その結果、自殺者数の年次推移は徐々に減少傾向に転じましたが、令和4年においても21,000人を越える状況が続いています。

これを受けて、国は令和4年10月に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を閣議決定しました。

当町では国の大綱を踏まえ、令和6年度から5年間を計画期間とする、「第2期涌谷町自殺対策計画」を策定し、「いのち ささえあう わくや」の基本理念のもと、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指し、全庁的な取組として総合的に推進するための具体的な施策を定めました。



出典：（人口動態統計、警察庁「自殺統計」）

1-2 計画の位置づけ

本計画は自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定された前計画をもとに、中間評価・庁内各部署へのヒアリング結果を反映し、令和4年10月に閣議決定された新たな国の「自殺総合対策大綱」を踏まえて改訂したものです。

また、町の総合計画（後期基本計画）をはじめ、地域福祉計画や障害者計画等の関連計画、施策との整合を図り、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させていくものとします。

1-3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

1-4 計画の数値目標

町の目指す最終的な目標は「誰も自殺に追い込まれることのない涌谷町」です。その実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国の「自殺総合対策大綱」においては、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を、平成27年と比べて30%以上減らし13.0%以下とすることを目標としています。

当町では、平成29年から令和3年において14人（平均して年間約2.8人）が亡くなっているという状況と国の方針を踏まえ、涌谷町の自殺対策計画の目指すべき目標値として、平成29年から令和3年の自殺死亡率17.3%を、令和10年までの5年間で、概ね30%減少の12.1%（平均して年間約2.0人）以下を目指すこととします。

第2章 涌谷町における自殺の現状

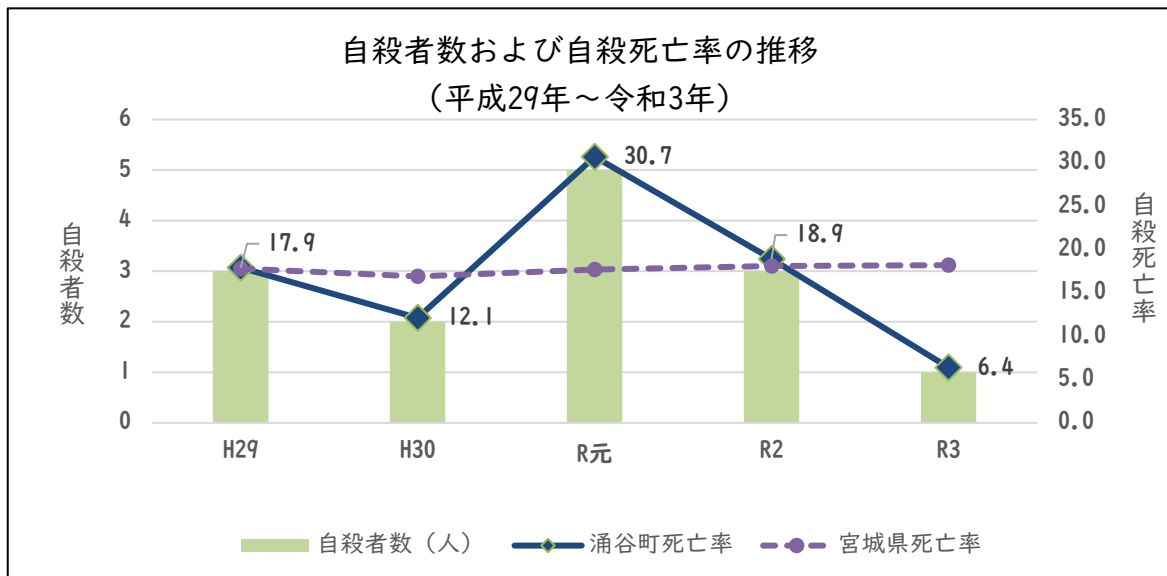
2-1 自殺者数の推移

当町における過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺者数は14人で、平均すると年間2.8人となっており、東日本大震災の翌年の平成24年の10人が最多でした。

（単位：人）

	H29	H30	R元年	R2年	R3年	合計	平均
自殺者数	3	2	5	3	1	14	2.8

出典：警察庁「自殺統計」



※自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数

出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

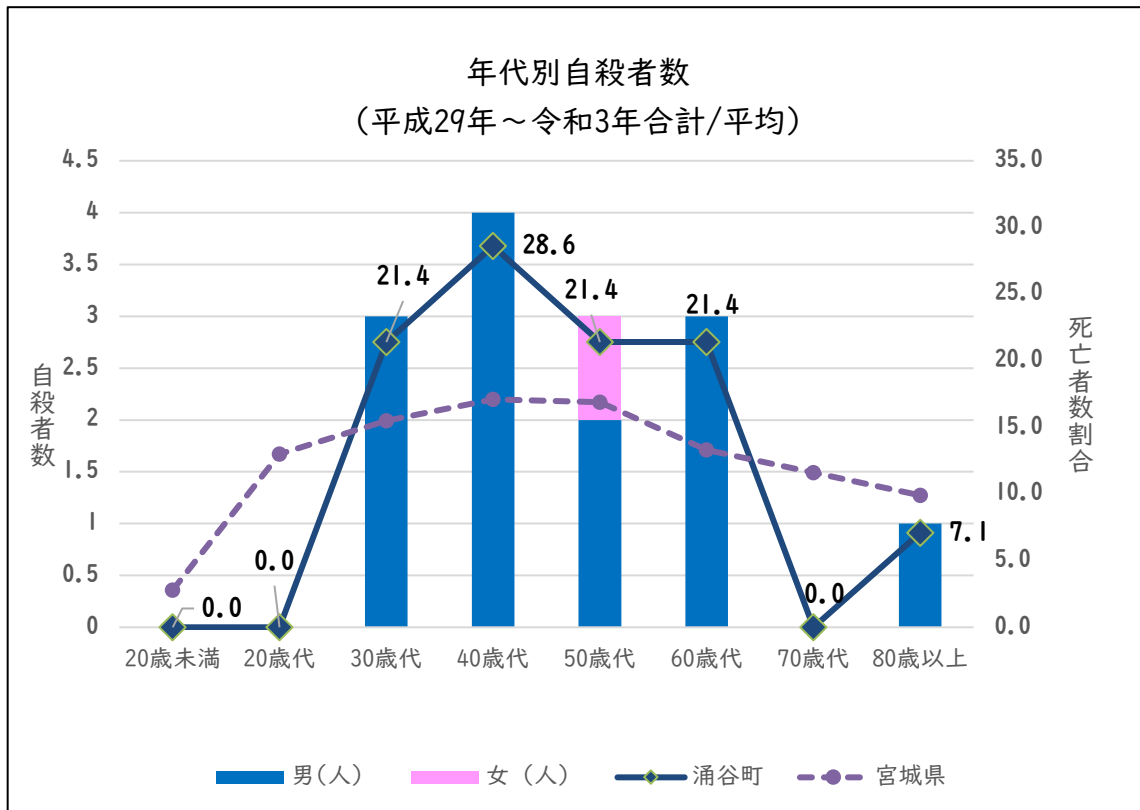
性別・年齢階級別で見ると、男性では30歳から60歳が多く、いずれも全国に比べて割合が高くなっています。20歳未満の自殺者はいませんでした。

年代別自殺者数（平成29年～令和3年合計）

（単位：人）

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男	0	0	3	4	2	3	0	1	13
女	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合計	0	0	3	4	3	3	0	1	14

出典：警察庁「自殺統計」



※全自殺者に占める割合を示す

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2-2 自殺のリスクが高い対象群

当町における過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺者数の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較した上位5区分を見ると、自殺者が多い区分が「男性・40～59歳・有職者・独居」、「男性・20～39歳・無職者・同居」、「男性・60歳以上・有職者・同居」、「男性・40～59歳・有職者・同居」が同数で、次いで「男性・40～59歳・無職者・同居」と続きます。

地域自殺実態プロファイル（※）では、男性・有職者の自殺者数が多く、その危機経路は、仕事の失敗や失業による生活苦や介護疲れ等からうつ状態を経て自殺に至るケースがうかがえます。

※地域自殺実態プロファイル：いのち支える自殺対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を詳細に分析したもの。

主な自殺者の特徴

	上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺率 ※	背景にある主な自殺の危機経路※※
1	男性・40～59歳 有職者・独居	2人	14.3%	318.5	配置転換（昇進／降格含む） →過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
2	男性・20～39歳 無職者・同居	2人	14.3%	234.9	①【30代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職の失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3	男性・60歳以上 有職者・同居	2人	14.3%	31.1	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
4	男性・40～59歳 有職者・同居	2人	14.3%	26.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
5	男性・40～59歳 無職者・同居	1人	7.1%	119.8	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

※自殺率の母数（人口）は、令和2年国勢調査をもとに、いのち支える自殺対策推進センターで推計したものである。

※※「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人ライフリンクが行った実態調査『自殺実態白書2013』を参考に危機経路を例示したもので、実際の事案ではない。

2-3 自殺者の自殺未遂歴の状況

当町における過去5年間（平成29年～令和3年）の自殺者のうち、自殺対策のうえでハイリスクの対象とされる自殺未遂歴のあった者の人数は公表不可となっておりますが一定数おり、その割合は県や全国と比べてやや高くなっています。

自殺者の自殺未遂歴の状況

（単位：人）

	未遂歴あり	未遂歴なし	不詳
涌谷町	-	9 (64.3%)	-
宮城県	426 (20.9%)	1,381 (67.7%)	233 (11.4%)
全 国	20,100 (19.4%)	64,459 (62.3%)	18,937 (18.3%)

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022）」

*上記表の空欄（-）は公表不可の数値です。

第3章 自殺対策の取組

3-1 自殺対策の基本理念

国の自殺総合対策大綱における自殺総合対策の基本理念では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としており、その基本方針として自殺対策は「生きることの包括的な支援」として推進するとされています。

当町においても、「いのち ささえあう わくや ～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～」を基本理念とします。

基本理念

いのち ささえあう わくや
～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～

3-2 基本方針

国の自殺総合対策大綱の基本方針を踏まえ、関係機関・団体との連携を図りながら、町ぐるみで自殺対策を推進していきます。

3-3 基本施策

当町の自殺の実態に基づき、国が定める「全国的に実施されることが望ましいとされる」取組から以下の5つの施策を展開していきます。

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、地域におけるネットワークを構築することが大切です。自殺対策は、保健、医療、福祉、介護、教育、労働その他様々な分野の施策、人々や組織が密に連携する必要があります。「生きることの包括的な支援」を実施するため、町内の関係団体や社会福祉団体等がそれぞれ果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互に連携・協力し、自殺対策はもちろん地域全体を見守る仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

【地域のネットワーク】

行政区長、民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、日常的に地域の見守りや相談の窓口となっています。また、各地区に配置されている健康推進員は健診受診票の配布や健康教室の開催を行う等、地域住民の顔が見える活動を行っています。要保護児童対策地域協議会の関係者は、課題や問題を抱える子どもや保護者に直接接する機会が多くあります。

このような団体のほか、各地区の自治会や地域福祉会、社会福祉協議会、消防署、警察署などとも連携を強化し、「わくやSOSネットワーク」を構築し、連携強化を図っていきます。

また、町内の各種事業所にも協力機関としてネットワークへ参加してもらうよう働きかけます。

【庁内のネットワーク】

自殺対策は、庁内全体の課題として捉え、総合的かつ効果的に推進する必要があります。そこで、町長を本部長とする自殺対策推進本部を設置し、各部署の連携強化を図っていきます。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の背景となる様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が必要です。自殺の危険を示すサインに気づき、対応できる人材の育成を図ります。

また、悩みを抱える人の話を聞き、見守りながら必要な相談・支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を行います。

【町職員に対する研修】

町民の窓口対応を行う部署はもちろん、職員全員が自殺の実態を理解し、気づき役としての視点を持ってもらうため、ゲートキーパー研修を実施し、人材育成を図ります。

また、ハイリスクな人に対応する機会が多い専門職については、アセスメントやコーディネート力の強化を図ります。

(総務課及び福祉課)

【関係団体に対する研修】

町職員以外に町民に接する機会が多い方々にも、自殺に対する気づき役となってもらうため、機会をとらえゲートキーパー研修の受講を推奨します。（福祉課及び所管課）

団体名	庁内所管課
・ 涌谷町議会	議会事務局
・ 遠田商工会	まちづくり推進課
・ 消費生活相談員 ・ 人権擁護委員 ・ 行政相談員 ・ 行政区長会 ・ 公衆衛生組合長	町民生活課
・ 健康推進員	健康課
・ 障害者相談支援事業所 ・ 障害サービス提供各事業所 ・ 基幹相談支援センター ・ 障害者相談員 ・ 民生委員・児童委員 ・ 更生保護司会 ・ 社会福祉協議会 ・ 介護サービス事業所 ・ 要保護児童対策協議会実務者会議	福祉課
・ 教育機関 ・ スクールソーシャルワーカー ・ わくや子どもの心のケアハウス	教育総務課
・ 地域婦人会 ・ 老人クラブ連合会 ・ 社会を明るくする運動関係者 ・ すばらしい涌谷を創る協議会 ・ 青少年健全育成事業関係者 ・ 青少年のための涌谷町民会議 ・ 芸術文化協会 ・ スポーツ少年団関係者 ・ 体育協会 ・ 文化財保護関係者	生涯学習課

(3) 町民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、命や暮らしの危機に陥った場合に、誰かに助けを求めることが大切であるということが社会全体の共通認識になるように、自殺対策に関する取組の普及啓発を行います。

また、こころの健康に関する相談窓口のほか、人権相談など様々な相談窓口について周知します。

【計画の周知】

懇談会の場や広報、ホームページなどを利用し、自殺対策計画について、町民へ周知、啓発を行います。 (企画財政課)

【研修会等の機会を利用した啓発】

各団体、サークル等の活動の機会をとらえ、自殺対策関連テーマでの研修会開催を推奨します。 (生涯学習課)

【リーフレット配布や事業を活用した啓発】

認定農業者研修会や新規就農者促進研修会等で配布する資料の中に、自殺対策関連資料を掲載し周知します。 (農業委員会)

町内各事業所で行う働き盛り世代の健康づくり教育の場で、ストレス問題や睡眠問題をテーマに取り上げ、セルフコントロールの方法や相談先を周知します。 (健康課)

障害者自立支援協議会で作成する、障害者や家族に向けたガイドブックに、生きる支援に関する相談窓口情報を掲載します。

また、認知症サポーター養成講座内でも自殺に関する相談先一覧を掲載したリーフレットを配布します。 (福祉課)

成人式をはじめとした各事業の参加者に、自殺に関する相談先一覧等を掲載したリーフレットやチラシを配布します。 (生涯学習課)

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力など）」よりも「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立感など）」が上回った時です。

そこで、「生きるための阻害要因」を減らすための取組だけでなく、「生きることへの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことにより、自殺リスクの要因を低下させる必要があります。

こうした点を踏まえて、「生きることへの促進要因」強化につながるさまざまな取組を進めます。

【生活困窮者等に対する支援】

生活困窮や無職、失業状態にある方は、経済的な問題だけでなく、心身の健康や子育て、介護、配偶者からの暴力などの家族との人間関係、ひきこもりなど様々な問題を抱えていることが考えられます。

各関係機関で連携を図りながら相談対応し、問題解決に向けた支援策を行います。

(税務課、建設課、上下水道課、健康課、福祉課)

【ひきこもり支援】

ひきこもりは、様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す言葉です。

本人にとっては家族を巻き込む強迫症状や暴力がある場合には、家族が危険にさらされたり、著しい恐怖や苦痛を伴うこともあります。

家族にとってもひきこもり状態の長期化に伴う閉塞感や将来への不安、偏見に対する苦しみもあり難しい問題となっています。

各関係機関で連携を図りながら相談対応し、問題解決に向けた支援策を行います。

(健康課、福祉課)

【妊婦・乳幼児の養育者等への支援】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）において、保健師等の専門職による全ての妊産婦等に対する相談支援や必要に応じた支援プランの策定、サービスへの連携等の支援を実施します。また、妊婦、母親の不安を解消するため、訪問や各種健診事業の機会に、心身状態、精神発達など育児全般にわたる相談を一貫して身近で行い、必要に応じ関係機関につながります。

(健康課)

【障害者（児）と家族に対する支援】

介護疲れによる自殺リスクを軽減するため、障害者（児）を一時的に預かる日中一時支援事業等の福祉サービスを継続するとともに適切な障害サービスの提供を行います。

また、医療的ケアが必要なお子さんが地域で家族と共に生活できるよう関係機関で連携し、支えます。

様々な困りごとや課題の解決に向けて、基幹相談支援センターを案内します。

（福祉課）

【就業者への支援】

働き盛り世代については、仕事の質・量、仕事の失敗や対人関係などで悩み、強いストレス受け続けることで心身の不調につながる可能性があります。

こころの健康を保ち、ストレスと上手に付き合うために、ストレス問題や睡眠問題をテーマに取り入れ、セルフコントロールの方法や相談先の情報を案内します。（健康課）

農業者へ農業資金制度事業、農地集積・集約化対策事業補助金、経営所得安定対策等推進事業に関するリーフレットの配布や相談窓口の開設、新規就農希望者の就労先の提供を行い、農業経営全般に関する支援を行います。（農林振興課）

農地、農家に関連する問題や困りごとを農家相談日や事務局において相談を受け、問題解決に向け支援します。（農業委員会事務局）

就労を希望している方には、ハローワークや宮城県北部自立相談支援センター（パーソナルサポートセンター）などの相談窓口を案内します。（福祉課）

自殺対策の支援者となる職員自身が心身共に健康でなければ、町民の生命の安心と安全は守れません。職場内で情報共有や意見交換を行い、コミュニケーションを図るとともに、毎年行うストレスチェックにおける高ストレス者に対する面談、県や共済組合が実施するメンタルヘルス研修等への参加を促し、風通しのよい職場づくりと職員への支援を図ります。（総務課）

【児童・生徒、保護者に対する支援】

子育てや家庭についての悩みごと相談を、保健師や相談員が電話や面談により行います。また、子どもの虐待の問題は、家庭環境や時代背景、家事や介護を担うヤングケアラーなど、様々な要因が複雑に絡み合っている生じています。虐待を受けている子どもや、ヤングケアラーなど支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るために、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもや保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行い、子どもを守るとともに保護者をサポートします。

(福祉課子育て支援室)

わくや子どもの心のケアハウスにおいて、様々な心の問題に起因した不登校児童・生徒のために、個々の状態に応じた学習サポートを行い、学校復帰へのきっかけづくりをするほか、児童・生徒本人やその保護者からの相談も行き、メンタル面の支援も行います。

また、社会福祉等の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーによる相談支援を行い、関係機関との情報共有や連携を図り、包括的な支援を行います。(教育総務課)

青少年相談室では、巡回指導や広報啓発活動を継続的に実施します。(生涯学習課)

【女性に対する支援の強化】

DVや離婚、経済的困難などで悩んでいる女性の相談を、相談員が電話や面談で行います。相談内容に応じ、関係機関に適切につなぎます。(福祉課)

【新型コロナウイルス感染症に対応した支援】

新型コロナウイルス感染症による経済活動、社会生活及び社会的孤立等の影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、各機関においてハイリスク者を把握し適切な支援へつなぎます。

(健康課、福祉課)

【その他の支援】

町内の公園、史跡や公共施設、道路橋の下、奥まった山道等、一般通行者の死角となる場所の整備を行い、定期的な巡回を行い、気になる人がいれば声がけや関係機関への通報を行います。(建設課、生涯学習課)

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

若年層が自殺に追い込まれないために、抱えた悩みや問題が深刻化する前に必要な支援につなげる取組が求められます。平成28年に改正された自殺対策基本法第17条第3項において明文化されている「SOSの出し方に関する教育」は、平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の重点施策の一つとしても位置付けられています。

困難やストレスに直面した児童・生徒が助けを求める声をあげられることを目指し「SOSの出し方に関する教育」を実施します。

自殺対策基本法第17条第3項

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けるなどのための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

SOSの出し方に関する教育の推進について

「SOSの出し方に関する教育」とは、「子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ことができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育です。

【学校関係者への啓発】

児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、国及び県の通知や資料を活用し周知します。また、関係団体が開催する研修会への参加を促します。

校長会や養護教諭部会、夏季教員研修会等において、SOSの出し方に関する教育の情報や参考資料を提供する等啓発に努めます。 (教育総務課)

【子どもとかかわる地域支援者への啓発】

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケアハウス関係者、児童委員、放課後児童支援員、放課後デイサービス支援員、青少年相談室担当者、スポーツ少年団関係者等が、SOSの受け手となれるよう「SOSの出し方に関する教育」の取組について情報発信を行えるように努めます。

(教育総務課、生涯学習課、福祉課子育て支援室)

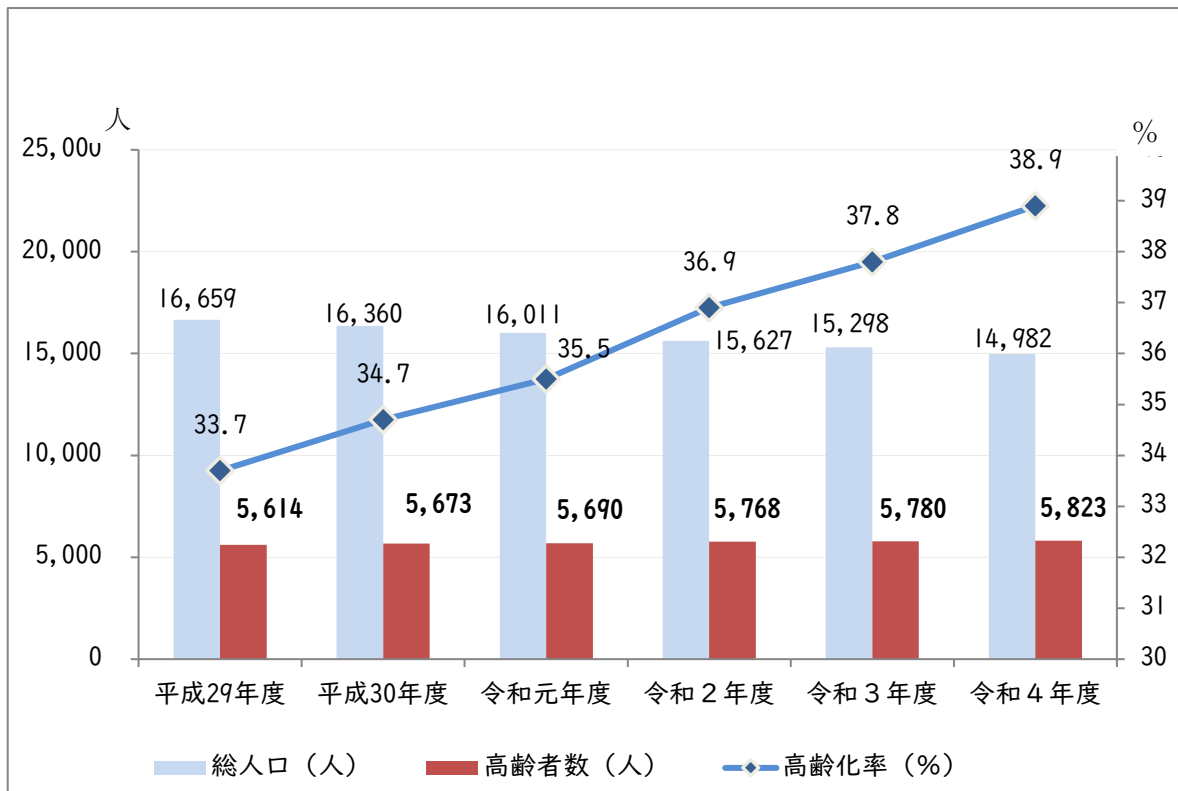
【相談窓口の周知】

児童生徒からの悩みや相談を広く受けとめることができるよう、「24時間子どもSOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行います。

(教育総務課、福祉課子育て支援室)

3-4 重点施策

涌谷町の人口及び高齢化率



出典：高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

全国的に高齢化が進行している状況ですが、当町においても総人口が減少する中で、高齢者数が増加しており、平成29年時点で33.7%だった高齢化率は、令和4年には38.9%まで上昇しており、今後も上昇傾向が続くものと予想されます。

国が作成した当町の「地域自殺実態プロファイル」においては、30歳以上の男性に自殺者が多い傾向が示されていることから、町として特に深刻な問題ととらえ、重点的に対策を施すべきと考えられます。

過去5年間（平成29年～令和3年）において自殺で亡くなった14人のうち、12人が30歳代から60歳代の男性です。いわゆる働き盛り世代であり、危機経路として仕事や事業の不振や過労、経済的不安や介護疲れからうつ状態となり自殺に至るという特徴がみられます。高齢化がすすむにつれ、今後ますますこの年代の負担が増すことが予想されます。

労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。あわせて、高齢者の介護予防を図ることで働き盛り世代にかかる負担の軽減が図られると考えます。

人は、様々な問題を抱えたときに誰にも相談できず、自殺リスクが高まると考えられることから、町の重点課題とし取り組みます。

孤立状態にある場合、早期に必要な支援につなげることが重要です。地域や職場、家庭、医療機関、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携のもと、自殺防止啓発活動の推進及び家族を含む支援関係者の連携強化を図ります。

(1) 相談体制の充実と周知・早期対応

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺はその多くが追い込まれた末の死と言われています。「死にたい」と感じたときや不安に感じたときに、相談できる体制の充実を図ります。

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、複雑化・多様化した課題に対応できるよう関連するすべての施策が相互の役割を發揮し有機的な連携強化を図るため重層的支援体制整備事業（※）を推進します。

※重層的支援体制整備事業：市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと

(2) 働き盛り世代の対策

勤労者は他と比べてうつ病の症状が続いても「受診しない」人の割合が高くなる傾向があり、早期対応が難しい状況にあります。うつ病などのメンタルヘルスへの理解促進として研修会の実施等メンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の充実を図ります。

(3) 高齢者世代の対策

高齢者は、退職や役割が減ることから喪失感や孤立感を感じ、うつ状態やひきこもりに至る場合もあります。高齢期を元気に過ごすため地域社会における役割や居場所づくりが必要です。

趣味や地域活動等への関心を高めるお茶っこ飲み会や介護予防教室などの多岐にわたるサロン活動の開催を支援し、定期的に外出できる機会の提供を行います。生活支援コーディネーターと連携した地域支え合い活動による地域づくりを推進します。

(4) 自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）

各行政区の健康教室や介護予防教室等の機会や農協・商工会、事業所などと連携し、自殺防止の啓発と自殺対策を支える人材育成のためゲートキーパー養成講座を実施します。

また、様々な相談窓口につながった際に、自殺予防の視点を持ち適切な対応ができるよう、関係機関・団体・行政に関してもゲートキーパーの拡充を図ります。

第4章 自殺対策の推進体制等

4-1 涌谷町自殺対策推進本部

町長を本部長とした全所属長で構成される「涌谷町自殺対策推進本部」において、横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

4-2 涌谷町自殺対策推進委員会

全課で構成する涌谷町自殺対策計画庁内検討委員会を「涌谷町自殺対策推進委員会」に移行し、計画の進捗管理を行います。

4-3 わくやSOSネットワーク

涌谷町自殺対策推進本部を核として、警察署、消防署、保健、福祉、職域等、町内外の幅広い関係機関や団体で構成し、自殺対策だけでなく、地域全体の見守りを行うネットワークの構築に取り組みます。



4-4 自殺対策の担当課

本計画の担当課（計画策定事務局）は、福祉課とします。

4-5 検証と評価

本計画では、自殺者総数のほか、「誰も自殺に追い込まれることのない涌谷町」の実現に向けて、重点的に行う支援や取組において目指す姿を目標値として設定します。

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルにより、涌谷町自殺対策推進本部が、関係機関と連携を図りながら、進捗状況の検証・評価を行い、必要に応じて取組状況を改善し、継続的に自殺対策を展開します。

第1期涌谷町自殺対策計画における指標

指標	現状	目標値 (令和5年度)	結果	第2期計画 継続の有無
自殺者数 (自殺死亡率)	平成29年～令和3年 14人 (17.3%)	30%減少	達成	継続
わくやSOSネットワークの構築	構築	構築	達成	継続
町民向けゲートキーパー養成数	171人	延べ270人	未達成※	継続
町職員向けゲートキーパー養成数	57人	全職員の50% 以上	未達成※	継続
広報・ホームページでの啓発	年1回	年1回	達成	継続
啓発パンフレット・リーフレット作成	配布	製作・配布	達成	継続
学校関係者への周知・啓発	実施	年1回	達成	継続

※新型コロナウイルス感染症によりゲートキーパー養成講座を縮小して開催のため。

第2期涌谷町自殺対策計画における指標

【重点指標】

町の自殺死亡率の減少を目標とし、各取組を推進します。

指標	平成29年～令和3年平均	令和6年～令和10年平均
自殺者数 (自殺死亡率)	2.8人 (17.3%)	2.0人 (12.1%)

【重点施策】

- (1) 相談支援体制充実と周知・早期発見
- (2) 働き盛り世代の対策
- (3) 高齢者世代の対策
- (4) 自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）

施策項目	指標	目標値（令和10年度）
相談支援体制充実と周知・早期発見	① 相談窓口の充実 ② 広報・ホームページでの啓発 ③ 啓発パンフレット・リーフレットの配布	① 3か所 ② 年2回 ③ 全世帯に配布
働き盛り世代の対策	① メンタルヘルスの研修会 ② 広報・ホームページでの啓発	① 年1回 ② 年2回
高齢者世代の対策	① お茶っこ飲み会や介護予防教室の開催数 ② 地域サロン活動団体等への出前講座・研修会の開催 ③ 閉じこもり高齢者宅への訪問数	① 年5教室 ② 年3回（出前講座） 年1回（研修会） ③ 年10世帯へ訪問
自殺防止の啓発（ゲートキーパーの拡充）	① 地域関係者向けのゲートキーパー養成講座の受講者数 ② 中小企業向けのゲートキーパー養成講座の受講者数 ③ 町職員向けのゲートキーパー養成講座の受講者数 ④ 学校関係者向けのゲートキーパー養成講座の受講者数	① 延べ100人 ② 延べ50人 ③ 延べ70人 ④ 延べ30人

第5章 生きる支援関連施策一覧

1 地域におけるネットワークの強化

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
健康推進員協議会	地域における健康づくりの担い手である健康推進員が、研修や地域における健康づくり活動の実践することで、生活習慣病の予防、延いては健康寿命の延伸を目指すもの。	研修の中に自殺対策の視点を入れ込むことで、自殺のリスク等のポイントを知り、見守りし合う地域の育成、早期発見や早期に適切な支援先へつなげていきます。	健康課	健康づくり班
要対協実務者会議	要対協実務者会議の運営	要対協実務者会議への出席者は、課題や問題を抱えている子供や保護者に直接抱えあることが多いため、早期に変化に気づき、関係機関へのつなぎ役として役割を担います。	子育て支援室	子育て支援室
保健、医療、介護、福祉との連携強化 (地域医療連携の充実・拡充)	医療と福祉の相談窓口設置により、各部門と十分に連携しながら患者及び家族等に対する療養支援体制を確立する。	医療ソーシャルワーカーを活用し、障がい者、高齢者、家族が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを組んだ包括的な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。	地域医療連携室	地域医療連携室
行政区長会	町執行部等の指示する事項の示達、調査、報告をし、町政の円滑な浸透を図る。また、区域内の実情を常に把握し、住民の融和を図り、町政発展の基盤としての行政の向上に努め、住民の総合的意見を具申し、改善を要望する。	日常的な見守り、相談を通して、自殺リスクの高い方の早期発見、早期解決につなげていきます。	町民生活課	町民生活班
障害者福祉事業	障害者(児)に対する福祉サービスの給付、医療費等の助成・補助等を行う。 障害者(児)に日常生活用具、補装具等を支給、補助する。	相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携を取りながら障害者(児)と介護者の状況の見守り、問題の早期発見を行います。	福祉課	福祉班
避難行動要支援者名簿(マップ)作成事業	災害時に要支援者の把握。行政区長、民生・児童委員、地域福祉委員、自主防災組織代表者が作成し、年1回改定を行う。	マップ作成段階で気になる方の情報を把握し、適切な支援窓口へつないでもらいます。	福祉課	福祉班
民生委員児童委員、更生保護司に関する事業	地域の相談・支援に関すること。 地域の保護司会の健全な運営を図るために負担金を支出	相談者が問題を抱えている場合は、適切な支援窓口につないでもらいます。	福祉課	福祉班
社会福祉団体に関する事業	社会福祉協議会への各種事業委託	利用者の抱える問題を早期発見することが期待できるので、適切な支援窓口を案内してもらいます。	福祉課	福祉班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
地域包括支援センターの運営	介護予防支援及び包括的支援事業(①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務)で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施	高齢者や障がい者が抱える虐待や生活困窮など自殺リスクの高い方の情報等を把握し、ケア会議等で共有していきます。 特に高齢者の支援に当たる関係者の連携を強化するため、地域におけるセーフティネットの確立に向けた体制づくりを進めていきます。	福祉課	包括支援班

2 自殺対策を支える人材の育成

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
議会(議員)活動	住民全体の福祉の向上及び地域社会の発展を目指す。	住民と接する機会の多い議員に自殺に対する気づき役となってもらうため、ゲートキーパー研修受講を推奨します。	議会事務局	総務班
母子健康手帳交付 新生児訪問 各種乳幼児健診	母子健康手帳交付や新生児訪問、乳幼児健診等、妊婦や母子の心身の健康、子育てを支援する各種事業を実施	保健師、管理栄養士、歯科衛生士等、母子保健事業に携わるスタッフを対象に自殺リスクや支援のポイントなどに関する研修受講を推奨します。	健康課	健康づくり班
健康推進員協議会研修	地域における健康づくりの担い手である健康推進員が、研修や地域における健康づくり活動の実践をすることで、生活習慣病の予防、延いては健康寿命の延伸を目指すもの。	自殺のリスク等のポイントを知り、見守りし合う地域の育成や、早期発見、早期に適切な支援先へつなぐ等の対応ができるように、ゲートキーパー研修受講を推奨します。	健康課	健康づくり班
学童保育事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。	学童保育所の職員にゲートキーパー研修を受講を推奨します。	子育て支援室	子育て支援室
保育の実施	公立・私立の保育園等による保育・育児相談の実施 保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	保育士にゲートキーパー研修を受講を推奨します。	子育て支援室	子育て支援室
保育料の支払出納事務	保育料の支払出納事務	収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講を推奨します。	子育て支援室	子育て支援室

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
児童手当支給事務 (現金支給)	通常児童手当は、口座振込であるが給食費等の滞納がある場合、直接現金で手渡し、そこから未払い分を支払っていただく対応を行っている。	収納担当の職員にゲートキーパー研修を受講を推奨します。	子育て支援室	子育て支援室
要対協実務者会議	要対協実務者会議	要対協実務者会議参加者にゲートキーパー研修を受講を推奨します。	子育て支援室	子育て支援室
児童扶養手当支給事務	児童扶養手当支給	児童扶養手当支給の手続きや現況届提出時など直接接触する機会があるため、早期に気づき必要な支援へつなげることができます。	子育て支援室	子育て支援室
特別児童扶養手当支給事務	特別児童扶養手当支給	特別児童扶養手当支給の手続きや現況届提出時など直接接触する機会があるため、早期に気づき必要な支援へつなげることができます。	子育て支援室	子育て支援室
子育て相談	子育てや家庭のことについての悩み事を保健師や相談員が話を聞き、対応する。(電話・来所)	保護者の子育てや家庭の相談対応をしている保健師や相談員にゲートキーパー研修を実施します。	子育て支援室	子育て支援室
公民館等の管理運営	各種団体やサークル活動、会合等の場である公民館や体育施設等の受付、維持管理を行う。 (涌谷公民館(図書室も含む)・涌谷町B&G海洋センター・涌谷町勤労福祉センター・涌谷スタジアム・涌谷町農村環境改善センター・笹岳地区町民体育館)	各種団体やサークルへゲートキーパー研修を受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
涌谷町地域婦人会(生涯学習促進事業)	地域婦人会への事務局支援事業	会員へゲートキーパー研修を受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
涌谷町老人クラブ連合会	各地区の老人クラブの活動支援や涌谷町老人クラブ連合会の事務局支援事業	会員へゲートキーパー研修を受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
社会を明るくする運動	非行防止のための広報啓発運動の展開と立ち直りの支援	ゲートキーパー研修を受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
すばらしい涌谷を創る協議会	事務局支援 クリーンボランティア活動の実施、町民のつどい(講演会)の実施	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
青少年健全育成事業	青少年への家族の関わり方や、望ましい家庭環境などについて各小中学校ごとに学習会等を開催する。	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
青少年のための涌谷町民会議	青少年の健全育成の醸成のための諸活動の展開	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
芸術文化協会事業	町民文化祭の開催	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
スポーツ少年団活動	小中学生のスポーツの推進、健全育成の推進事業	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
体育協会事業	涌谷町内のスポーツ団体を取りまとめ、町民運動会やクロスカントリー大会などの事業を行う。	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
文化財保護・調査事業	指定文化財や収蔵文化財の保存管理、埋蔵文化財の保護、調査 文化財愛護団体、継承団体の活動支援	ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	生涯学習課	生涯学習班
町税等の賦課と納税	町民税や固定資産税などの税や、介護保険料等の賦課を行うため情報等の収集、適正な賦課を行う。また、滞納者に対しては財産調査を行い、滞納整理を実施。財産調査において担税能力がない場合には滞納処分の執行停止を行う。	納税相談を行い、確実な納税を求めるが、生活困窮を含めた生活上の様々な問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。	税務課	税務班 納税班
地域包括医療・ケアの推進	地域住民に信頼され、安心・安全を提供する地域医療の担い手となる。また、地域包括ケアシステム構築に向けた、中核的な医療機関として、質の高い医療サービスの提供と院内環境の整備を行う。	自殺リスクの把握と対応について理解が深まり、支援拡充につながるよう、病院職員に向けた自殺対策の啓発・ゲートキーパー研修を行います。	地域医療連携室	地域医療連携室

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
消費生活相談事業	消費者被害の防止のために啓発活動、消費生活相談員のレベルアップのための研修参加、県や圏域市町との連携を行っている。 毎週月・木曜日に相談を受けている。	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことによって、連携する必要がある部署につなげることができます。 また、担当職員にもゲートキーパー研修の受講を推奨します。	町民生活課	町民生活班
人権相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権相談や、人権啓発活動を行っている。無報酬で活動している。	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことによって、連携する必要がある部署につなげることができます。 また、担当職員にもゲートキーパー研修の受講を推奨します。	町民生活課	町民生活班
行政相談事業	総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政サービスに関する苦情や行政に関する問い合わせなどの相談を受け付け、解決のための助言等を行っている。	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことによって、連携する必要がある部署につなげることができます。 また、担当職員にもゲートキーパー研修の受講を推奨します。	町民生活課	町民生活班
行政区長会	町執行部等の指示する事項の示達、調査、報告をし、町政の円滑な浸透を図る。また、区域内の実情を常に把握し、住民の融和を図り、町政発展の基盤としての行政の向上に努め、住民の総合的意見を具申し、改善を要望する。	ゲートキーパー研修受講を推奨します。また、担当職員にもゲートキーパー研修の受講を推奨します。	町民生活課	町民生活班
公衆衛生組合	衛生組合の自主活動の助長と町の公衆衛生事業との連絡調整を図り、環境衛生の改善と保健衛生の向上に努める。	衛生組合長にゴミ出しの状況から自殺リスク等に気づく視点を持ってもらうためゲートキーパー研修受講を推奨します。 また、担当職員にもゲートキーパー研修の受講を推奨します。	町民生活課	町民生活班
国民年金 免除等申請	国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入する義務がある。会社等を退職した場合は厚生年金から国民年金への変更手続きが必要となっている。保険料の免除や納付の猶予の制度もある。	保険料の免除や減免などの申請の際には収入状況等を調査することから、気づき役となれるように担当職員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	町民生活課	町民生活班
総合窓口業務	総合窓口として庁舎内等の案内を行っている。	どこに相談したらよいか迷っている人が、窓口をたずねてくることも少なくないことから、職員が気づき役としての視点を持つことにつながるゲートキーパー研修の受講を推奨します。	町民生活課	総合窓口班
障害者福祉事業	障害者(児)に対する福祉サービスの給付、医療費等の助成・補助等を行う。 障害者(児)に日常生活用具、補装具等を支給、補助する。	相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携を取りながら障害者(児)と介護者の状況の見守り、問題の早期発見を行えるように、職員にゲートキーパー研修を実施します。	福祉課	福祉班
障害者緊急一時保護事業	災害、介護者の急病等により在宅での介護を受けられない障害者、養護者からの虐待を受けた障害者(児)を一時保護するもの。	事業の委託先で対応に当たる職員にゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	福祉班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
基幹相談支援センター事業	共生の森へ事業委託。障害者相談員が、障害者(児)や家族等の悩みや疑問に対応	相談対応に当たる職員に、ゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	福祉班
避難行動要支援者名簿作成事業	災害時に要支援者の把握。行政区長、民生・児童委員、地域福祉委員、自主防災組織代表者が作成し、年1回改定を行う。	関係者にゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	福祉班
民生委員児童委員、更生保護司に関する事業	地域の相談・支援に関すること 地域の保護司会の健全な運営を図るために負担金支出	関係者にゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	福祉班
社会福祉団体に関する事業	社会福祉協議会への各種事業委託	関係者にゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	福祉班
生活保護に関する事業	生活困窮者の保護申請にかかる相談、受付	保護申請受付等に関わることにより、生活困窮者の自殺リスクを軽減できる可能性もあるため、担当職員にゲートキーパー研修を実施します。	福祉課	福祉班
高齢者等の介護予防	「長寿お達者教室」のほか、介護予防だけでなく、引きこもりやうつ予防も兼ねた交流の場として「運動ひろば」を開催	委託先の社会福祉協議会や健康運動指導士に対してゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	包括支援班
認知症高齢者と家族の支援	認知症高齢者がいる家族の相談会や研修会を開催し、介護する家族への支援を行うものです。地域住民を含めた支援検討会議、もの忘れ相談や認知症カフェも開催	相談会等運営に関わるサービス事業所や社会福祉協議会の職員に対してゲートキーパー研修受講を推奨します。	福祉課	包括支援班
各介護サービス事業	介護保険法に規定される介護サービス事業者に対し、指定等の許可・運営に係る指導・各種情報提供等を行う。	関係機関と連携し、事業者等に対し、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。	福祉課	福祉班 包括支援班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
商工会事業に対する補助など 町中小企業振興資金保証料の補助 町中小企業振興資金利子の補助	町の商工業発展のため、商工会が行う事業への助成及び地域経済の担い手である中小企業者等への経営指導等に対し補助を行う。 町内中小企業が、経営の安定のため資金を金融機関から借りる場合、宮城県信用保証協会からの保証を受ける必要があります。その保証料の全額を補助する。 町内中小企業が、経営の安定のための資金を金融機関から借りる場合、利子の一部を補助する。	商工会に対し、会員企業の研修(特に新任と管理職対象)に自殺対策に関する講義を導入するよう働きかけます。	まちづくり推進課	商工観光班

3 住民への啓発と周知

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
議会懇談会	町民の皆さんに説明責任を果たし、町政の様々な課題に柔軟に対応するため、議会で議論された内容を説明するとともに町民と自由に情報交換、意見交換を行う場として、年2回をめぐりに開催する。	懇談会において、涌谷町自殺対策計画について、説明の機会を設けます。(年2回以上)	議会事務局	総務班
広報発行事業	月1回の町の広報発行	自殺対策事業などを町民に広くお知らせします。	企画財政課	企画班
公民館等の管理運営	各種団体やサークル活動、会合等の場である公民館や体育施設等の受付、維持管理を行う。 (涌谷公民館(図書室も含む)・涌谷町B&G海洋センター・涌谷町勤労福祉センター・涌谷スタジアム・涌谷町農村環境改善センター・笹岳地区町民体育館)	相談先一覧等が掲載されたチラシやリーフレットの設置を行います。	生涯学習課	生涯学習班
成人式	成人に達した人を祝う式	成人式参加者に対し相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
涌谷町老人クラブ連合会	各地区の老人クラブの活動支援や涌谷町老人クラブ連合会の事務局支援事業	相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
社会を明るくする運動	非行防止のための広報啓発運動の展開と立ち直りの支援	相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
青少年健全育成事業	青少年への家族の関わり方や、望ましい家庭環境などについて各小中学校ごとに学習会等を開催する。	相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
青少年のための涌谷町民会議	青少年の健全育成の醸成のための諸活動の展開	相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
芸術文化協会事業	町民文化祭の開催	町民文化祭において、相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
スポーツフェスティバル	体育の日にちなみ、スポーツにふれる機会の提供。スポーツの推進事業	参加者に対し相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
スポーツ少年団活動	小中学生のスポーツの推進、健全育成の推進事業	相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
体育協会事業	涌谷町内のスポーツ団体を取りまとめ、町民運動会やクロスカントリー大会などの事業を行う。	相談先一覧等が掲載されたリーフレットやチラシを配布します。	生涯学習課	生涯学習班
認定農業者の育成	効率的で安定した農業経営を目指した「農業経営改善計画」を作成し、町がその計画を認定した農業者を「認定農業者」といい、経営に関する情報提供、農地の斡旋、低利の資金融通等の支援を行う。	研修会等で配付する資料の中に、自殺対策関連資料を含めることを検討します。	農業委員会事務局	総務班
新規就農者等の促進	Iターン、Uターンを含む新たに農業を営もうとする方の相談を受け、研修の受け入れ先、運転資金等の情報提供を行う。	研修会等で配付する資料の中に、自殺対策関連資料を含めることを検討します。	農業委員会事務局	総務班
涌谷町障害者自立支援協議会事業	障害者自立支援協議会運営(ふれあいフェスティバル開催、理解啓発講座開催、ガイドブック作成等)	ガイドブック作成時に、相談先一覧等を掲載します。	福祉課	福祉班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
認知症サポーターの育成	認知症に対する正しい理解と知識を持ち、認知症高齢者やその家族を地域においてあたたかく見守り・支えていく認知症サポーターの養成講座を開催	養成講座内で自殺に関する相談先一覧等の掲載されたリーフレット等を配布します。	福祉課	包括支援班

4 生きることの促進要因への支援

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
介護認定調査	介護サービスを利用するために申請をすると調査員が訪問し心身の状況などを面接して調査を実施	調査員が訪問した際、調査の様子から気になることがあれば必要な相談機関につなげることができます。	健康課	国保介護班
重複多受診者訪問指導	重複多受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談・適正受診の指導を実施	訪問指導の際に状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなげます。	健康課	国保介護班
母子健康手帳交付 新生児訪問 各種乳幼児健診	母子健康手帳交付や新生児訪問、乳幼児健診等、妊婦や母子の心身の健康、子育てを支援する各種事業を実施	面談時に状態を把握し、問題があれば専門機関につなぐ等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	健康課	健康づくり班
すくすくわくや子育て相談 (乳幼児発達相談事業)	心理相談員による精神発達や育児全般にわたる相談を実施	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減につなげます。また必要に応じて適切な支援を提供できるように、関係機関へつなぎます。	健康課	健康づくり班
健診未健者への勧奨事業	健診期間に特定健診を受診していない対象者へ電話での受診勧奨を行い、受けていない理由などを把握	電話での勧奨時、精神的な問題などが原因で受診していない方等に、相談場面の情報提供を行います。	健康課	健康づくり班
働き盛り世代の健康づくり事業	町内の事業所に出向き、町の健康課題や事業所での健康課題をテーマとして健康教育を実施し、健康寿命の延伸を目指すもの	働き盛り世代が抱えがちなストレスの問題や睡眠の問題を健康教育のテーマに取り入れ、セルフコントロールの方法や相談先の情報を提供します。	健康課	健康づくり班
土木管理に関する事務	道路、河川の管理に関する事務	自殺を未然に防止するため、道路橋の下や奥まった山道など、一般通行者の死角となる場所の巡回などを行います。	建設課	建設班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 *自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
家賃収納義務	住宅使用料の収納業務	収納が滞っている世帯は何らかの問題を複合的に抱えていることが少なくなく、自殺のリスクを抱えている可能性もあるため、リスクを抱えた世帯を相談支援先へつなぎます。	建設課	都市計画班
公園・児童遊園などの管理及び設置に関する事務	公園・児童遊園等の管理に関する事務 公園施設の維持補修に関する事務 公園等の整備に関する事務	自殺を未然に防止するため、公園の定期的な清掃と明るく、周囲から見えやすい環境整備を実施します。	建設課	都市計画班
公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務	公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民を相談支援先へつなぎます。	建設課	都市計画班
子育て相談	子育てや家庭のことについての悩み事を保健師や相談員が話を聞き、対応する。(電話・来所)	自殺抑止や予防につながる対応を行い、必要に応じ関係機関へつなぎます。	子育て支援室	子育て支援室
公民館等の管理運営	各種団体やサークル活動、会合等の場である公民館や体育施設等の受付、維持管理を行う。 (涌谷公民館(図書室も含む)・涌谷町B&G海洋センター・涌谷町勤労福祉センター・涌谷スタジアム・涌谷町農村環境改善センター・笹岳地区町民体育館)	各種団体やサークルへ「自殺対策」をテーマとした研修を検討します。会場利用者への声掛けを行い、支援の必要性を感じた際には、関係機関に情報提供します。 施設内外の巡回、点検を行い、常に人の目がある施設環境にします。	生涯学習課	生涯学習班
涌谷町地域婦人会(生涯学習促進事業)	地域婦人会への事務局支援事業	会員へ「自殺対策」をテーマにした研修会の実施を働きかけます。	生涯学習課	生涯学習班
青少年相談室	青少年に関する相談を受ける。 巡回指導や広報啓発活動を行う。	継続的に実施します。	生涯学習課	生涯学習班
芸術文化協会事業	町民文化祭の開催	会員へ「自殺対策」をテーマにした研修会の実施を働きかけます。	生涯学習課	生涯学習班
文化財保護・調査事業	指定文化財や収蔵文化財の保存管理、埋蔵文化財の保護、調査 文化財愛護団体、継承団体の活動支援	関係施設内外の巡回、点検を行い、環境整備に努めます。 各団体に「自殺対策」をテーマにした研修会の実施を働きかけます。	生涯学習課	文化財保護班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
下水道の普及促進	下水道の普及促進のための戸別訪問	訪問時、異常を察知した(できた)場合に自殺対策担当課へ情報を提供します。	上下水道課	下水道班
滞納世帯の分納相談	支払が困難な世帯の上下水道課窓口における分納相談	相談者に異常な言動が見られた場合に自殺対策担当課へ情報を提供します。	上下水道課	上水道班
福利厚生事業 (職員の健康管理)	各種健診や研修等への参加等を通じ、職員の健康や生活、福祉の向上を図る。	ストレスチェックにおける高ストレス者に対する面談や県・共済組合などが実施するメンタルヘルス研修等への参加促進を行うことにより、職員の自殺防止対策を図ります。	総務課	総務班
農家相談	毎月1回、農業委員3名が農家から相談を受ける。農地の売買、貸借、農業者年金の他、相続、未登記、農地に関わる困り事も受け付けている。なお、事務局において、随時相談を受けている。	困りごとや相談を聞き、解決に向け支援をします。	農業委員会事務局	総務班
農業資金制度事業	農業経営及び生計の改善に必要な資金を融資する。	リーフレットの配付により経営安定・負債整理を目的に利用出来る資金制度(農業経営負担軽減支援資金等)の周知を図り、定期的に相談窓口(金融公庫)を設けます。	農林振興課	農産園芸班
経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策事業を推進する地域農業再生協議会に交付された補助金を、再生協議会において需給調整の推進を行い農家に交付する。	技術(普及センター)・農地(中間管理機構)・資金(金融公庫)等の相談を常時受け付けている。	農林振興課	農産園芸班
農業経営法人化等支援事業	地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化を支援する。	設立した法人を対象に雇用の場を確保し、新たに就農を希望する若者や求職者の就労先を提供し、安定した生計を支援します。	農林振興課	農産園芸班
水田転作現地確認	生産調整政策を目的に、水稲以外の作物に転作しているかの現地確認を実施する。	過度な荒廃が見受けられる農地について、当該農地耕作者の経営状況を把握し、必要に応じ訪問サポートを実施します。	農林振興課	農産園芸班
日中一時支援事業	障害者(児)の日中における一時預かり	介護疲れによる自殺リスクを軽減するため、障害者(児)を一時的に預かり、家族等の休息や介護負担の軽減をし、介護者への支援を行います。	福祉課	福祉班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
配偶者からの暴力防止対策事業	配偶者等からの暴力の相談、被害者の保護	配偶者やパートナーからの暴力を受ける経験は、自殺のリスクを上昇させかねないため、相談の機会の提供を継続して行います。	福祉課	福祉班
生活保護に関する事業	生活困窮者の保護申請にかかる相談、受付	相談を行い、必要に応じて保護申請受付を行います。	福祉課	福祉班
地域コミュニティ推進事業	地域コミュニティ活動の推進	悩みを抱えている人(世帯)をいち早く行政につなげられるように、自治会長等に働きかけます。	まちづくり推進課	まちづくり推進班
商工会事業に対する補助など 町中小企業振興資金保証料の補助 町中小企業振興資金利子の補助	町の商工業発展のため、商工会が行う事業への助成及び地域経済の担い手である中小企業者等への経営指導等に対し補助を行う。 町内中小企業が、経営の安定のため資金を金融機関から借りる場合、宮城県信用保証協会からの保証を受ける必要がある。その保証料の全額を補助する。 町内中小企業が、経営の安定のための資金を金融機関から借りる場合、利子の一部を補助する。	商工関係団体に対し、会員企業の研修(特に新任と管理職対象)に自殺対策に関する講義を導入するよう働きかけます。	まちづくり推進課	商工観光班

5 児童・生徒SOSの出し方に関する教育

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
スクールカウンセラー事業	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリング等を行い、児童生徒の心のケアや問題行動等の未然防止を図る。 また、教職員や保護者への助言や援助を行う。	スクールカウンセラーの相談時に、自殺リスクにつながりかねない家庭状況やその他の問題に早期に気づき関係機関の適切な支援へつなげます。	教育総務課	教育総務班
スクールソーシャルワーカー事業	社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな問題を抱えた児童生徒に対し、関係機関等と連携しながら福祉の視点から子ども達の環境を整え、問題解決を図る。	スクールソーシャルワーカーによる相談支援、関係機関等と情報共有や連携を図り包括的な支援を行います。	教育総務課	教育総務班
わくや子どもの心のケアハウス事業	様々な心の問題に起因した不登校生徒児童等のために、個々の状態に応じた学習サポートや適応サポートを通して心の負担軽減を図り、学校復帰への足がかりとする。また、教育相談等によるメンタル面でのサポートを行う。	ケアハウスのコーディネーター等が、不登校の児童生徒本人や保護者から相談があった場合に、初期相談等による支援やスクールソーシャルワーカー及び適切な機関へつなぎます。	教育総務課	教育総務班

事業名	事業概要	「生きる」支援実施内容 * 自殺対策担当課(福祉課)と連携して実施	担当課	担当課
ジュニアリーダー育成事業	青少年の地域参加促進事業 地域で活動するリーダーの育成を行う。	会員(中高生)への研修を検討します。 会員の状況を把握し、いつでも相談を受けられるよう体制を整えます。	生涯学習課	生涯学習班
青少年相談室	青少年に関する相談を受ける。 巡回指導や広報啓発活動を行う。	継続的に実施します。	生涯学習課	生涯学習班

参考資料 I

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民

間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神

科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

参考資料 3

涌谷町自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 全課が連携の上、所管する関係機関及び関係する団体等（以下「関係機関等」という。）と自殺予防対策事業の推進に協調して取り組むため、涌谷町自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 自殺対策に係る業務の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、涌谷町庁議の構成員をもってこれに充てる。

2 本部は、本部長、副本部長を置く。

3 本部長は、町長の職にある者をもって充てる。

4 副本部長は、副町長の職にある者をもって充てる。

(任務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行する。